

議案第9号

北上地区消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員等の旅費に関する条例（平成3年北上地区消防組合条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(旅費の支給)</p> <p>第2条 職員等に支給する旅費については、北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例（平成3年4月1日北上市条例第33号）及び北上市一般職の職員等の旅費条例（平成3年4月1日北上市条例第39号）の規定を準用する。この場合において当該条例を次のように、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(1) 北上市一般職の職員等の旅費条例第10条のただし書き中「西和賀町」を「秋田県横手市」と読み替える。</p> <p>(2) 北上市一般職の職員等の旅費条例第13条を次のように読み替える。</p> <p><u>（管内旅行の旅費）</u></p> <p>第13条 <u>管内（北上地区消防組合の関係市町の区域内をいう。）で、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り、支給する。</u></p> <p>(1) <u>在勤地（在勤公署（常時勤務する勤務公署のない職員については、その住所又は居所をいう。以下同じ。）から8キロメートル以内の地域をいう。）内における旅行の行程が8キロメートル以上（非常勤の特別職の職員の場合は、</u></p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第2条 職員等に支給する旅費については、北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例（平成3年4月1日北上市条例第33号）及び北上市一般職の職員等の旅費条例（平成3年4月1日北上市条例第39号）の規定を準用する。この場合において当該条例を次のように、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(1) 北上市一般職の職員等の旅費条例第10条第1項ただし書き中「西和賀町」を「<u>雫石町、</u>秋田県横手市」と読み替える。</p>

<p>旅行の片道が4キロメートル以上とする。)の場合、車賃及び鉄道賃の実費額</p> <p>(2) <u>在勤公署から25キロメートル以上の管内の旅行の場合前号の旅費及び日当定額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(3) <u>公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合 宿泊料定額の範囲内において管理者が定める額の宿泊料</u></p> <p>(3) <u>北上市一般職の職員等の旅費条例附則第3項中「県内日当」とあるのは「県内並びに秋田県横手市に旅行した場合の日当」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(4) [略]</p>	<p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年10月29日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

北上市一般職の職員等の旅費条例の一部改正に伴い、県内旅行の一部に係る日当を支給しようとするための改正のほか、所要の整備をするものである。